

事例番号:380139

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週 3 日 超音波断層法で羊水過多を確認

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 6 日

15:45 胎動減少のため搬送元分娩機関に入院、胎児心拍数陣痛図で頻脈、基線細変動減少、軽度遅発一過性徐脈を認める

4) 分娩経過

妊娠 36 週 6 日

19:45 胎児機能不全、体幹部皮下浮腫、羊水過多のため当該分娩機関に母体搬送となり入院、胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失を認める

21:57 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛のうっ血あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 6 日

(2) 出生時体重:3300 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.14、BE -8.6mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 6 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 39 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

＜搬送元分娩機関＞

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 4 名

＜当該分娩機関＞

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、入院となる妊娠 36 週 6 日までに生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できず、子宮内での胎児の循環不全の可能性も否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

(2) 搬送元分娩機関において、妊娠 36 週 3 日に羊水過多が認められる状況で、妊娠 29 週の随時血糖ならびに超音波断層法での胎児形態の評価で経過観察としたことは選択肢のひとつである。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠 36 週 6 日、妊産婦からの電話連絡への対応（胎動が少ないという訴えに対し来院を指示）および入院時の対応（分娩監視装置装着）は、いずれも一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関における妊娠 36 週 6 日の入院時の胎児心拍数陣痛図の判読（一過性頻脈が乏しく、基線細変動減少または消失と判読）と対応（超音波断層法実施、血液検査実施）、および胎児機能不全、体幹部皮下浮腫、羊水過多のため当該分娩機関に母体搬送としたことは、いずれも一般的である。
- (3) 当該分娩機関到着後の対応（分娩監視装置装着、超音波断層法実施、血液検査実施）、および胎児心拍数陣痛図で基線細変動減弱、一過性頻脈乏しいと判読し、胎児機能不全のため帝王切開を決定したことは、いずれも一般的である。
- (4) 帝王切開決定から 88 分後に児を娩出したことは選択肢のひとつである。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後の処置（口腔内吸引、持続的気道陽圧）は一般的である。
- (2) 新生児仮死のため、当該分娩機関 NICU に入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

妊娠経過中に羊水過多を認めた場合は、今後は「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」に則して、原因精査に努め、胎児の健常性の評価を行い、必要に応じて高次医療機関と連携して評価することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」では、羊水過多を認めたら、その原因検索に努めるとともに、胎動等、胎児健常性（fetal well-being）を評価するとされている。原因によっては高次医療機関での精査加療が必要な場合があるため、必要

に応じて高次医療機関と連携して評価することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。本事例においては、羊水過多を認めた場合の管理方針や母体搬送の適応等について、高次医療機関と合同で事例検討を行うことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。